

令和8年第3回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和8年3月26日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	6番 曾根 大祐 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付議事項	議案第1号 議案第2号 専決第1号 専決第2号 その他	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 令和7年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和8年度最適化活動の目標設定等について（別冊） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 取消願について 公共転用届について
------	---	---

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p>		<p>定刻になりましたので、只今より令和8年第3回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は10番、11番の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>では始めに議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>番号2番の駐車場として利用しているものについてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>申請地はあかいけ屋下保育園から南東に約150メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地で面積は707㎡です。</p> <p>申請法人は平成11年より、自動車及び自動二輪車の賃貸借や損害保険代理業等を行っております。</p> <p>申請法人は、名古屋市天白区平針に支店を構えていますが、敷地内に事業用車両の置き場が不足しており、作業効率や安全面において支障が生じており、防犯面に優れ効率よく活用が出来る申請地を選定したものです。</p> <p>しかし、申請地において、諸官庁の許可を得ず、駐車場に転用しており、違反状態を是正するため、今回の申請がされたものになります。</p> <p>排水については、自然浸透させる計画となっており、また、周辺に農地はありません。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局</p>
---	--	--

		<p>で確認し支障ありません。</p> <p>つづきまして、番号3番の宅地造成をするものについてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は日進市民会館から東に約300メートルの位置に所在する9筆で、登記地目、現況地目は議案書2ページのとおりで、合計面積は782.48㎡です。</p> <p>申請法人は、長久手市に本社を構え、主に不動産業を営んでおり、対象地において宅地造成の計画をしたものです。</p> <p>宅地造成を目的とした農地転用は、確実性が認められないことから原則的には認められませんが、申請地は、旧住宅地造成事業に関する法律第4条の規定により昭和44年度に認可された日生東山園地区に該当し、都市計画法第12条の5に規定する地区計画が定められている区域内であることから、住宅等に供されることとの確実性があることが確認できるものになります。</p> <p>排水については、事業地内の区画ごとに柵を設け、申請地西側のU字溝または申請地東側の道路側溝へ雨水とともに放流する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>番号3番について現在どのような利用状況か。</p> <p>事務局にて現地確認をしましたが耕作をしている様子はありませんでした。</p> <p>不動産業を営むものが宅地造成という計画でも農地が取得できるのか。</p> <p>不動産業を営むものであるために農地転用許可が下りないということではありません。</p>
	議長	
	委員 事務局	
	委員	
	事務局	

委員	<p>今回の計画に関しましては宅地造成の確実性や申請者の資金力等の農地転用許可の審査基準に基づき精査したところ、農地転用許可の見込みがあると判断いたしました。</p> <p>今後も同様の申請が出された場合は許可見込みありと判断するのか。</p>
事務局	<p>案件によって個別具体的に判断をするので同様の申請が出されたからといってすべて許可見込みありと判断するものではありません。</p>
議長	<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第2号「令和7年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和8年度最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>令和7年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和8年度最適化活動の目標設定等についてご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、農業委員会等に関する法律に基づき、毎年、作成し公表するものとなっておりますので今年度もご確認をお願いいたします。様式が決まっており、読みづらいと思いますので、ポイントを絞って説明します。</p> <p>まず、令和7年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況について説明します。</p> <p>はじめに、農地の集積についてです。</p> <p>管内農地面積 427 ヘクタールに対し、これまでの集積面積は 208 ヘクタールです。</p> <p>令和7年度初めに設定した年度末の目標は 212 ヘクタールですが、今年度末の集積面積は 204 ヘクタール、集積率は 47.8%となっております。</p> <p>目標に対する達成率は 96.5%と、概ね目標どおりの結果となっております。</p>

		<p>全体として担い手への集積は進んでいるものの、担い手不足が課題であり、今後も地域計画に位置付ける担い手を増やし、効率的な集積を進めていく必要があります。</p> <p>次に遊休農地の解消についてです。</p> <p>令和6年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積は13.6ヘクタールで、令和7年度初めに設定した年度末の緑区分遊休農地の解消目標面積は2.7ヘクタールです。</p> <p>今年度末の緑区分の遊休農地については1.2ヘクタールを解消しましたが、目標達成率は44.4%にとどまり、今年度末の遊休農地は13.4ヘクタールとなっております。</p> <p>全体として、解消は進んでいるものの、新たな遊休農地も発生している状況であり、今後も、所有者への意向調査や農地バンクの活用をより一層強化していく必要があります。</p> <p>次に、新規参入の実績についてです。</p> <p>新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は2.2ヘクタールで目標に対する達成状況は71%となっております。</p> <p>令和6年度は15経営体の新規参入があり、令和7年度も12経営体が農地バンク制度等を活用し、権利設定につながっています。</p> <p>事務の実施状況については、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、違反転用事務の件数を記載しています。</p> <p>続きまして、令和8年度最適化活動の目標設定等について説明します。</p> <p>令和8年度の農地の集積の目標は、昨年同様5ヘクタールの新規集積面積を目標とし、集積面積を209ヘクタール、集積率48.9%と設定しています。</p> <p>次に、遊休農地については、緑区分13.4ヘクタールのうち、5分の1の面積の2.7ヘクタールの解消を目標としています。また、令和7年度新規発生分については0.2ヘクタールの解消を目標としています。</p> <p>新規参入の促進については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標を1.1ヘクタールとし、引き続き、新規就農者の受け入れと、農地バンクへの登録についても促すことをしていき</p>
--	--	--

		<p>ます。</p> <p>最適化活動の活動目標については、令和7年度と同様に1人当たり月8日を目標に活動していただけたらと思います。</p> <p>まとめに、令和8年度においても、農地の担い手への集積、遊休農地の解消、新規の担い手確保について、委員の皆様におかれましては、引き続き地域での調整や現地活動へのご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	議長	<p>私からの意見ですが、緑区分判定された農地や遊休農地などは農業委員・推進委員が事務局と一体となって解消に努めるべきだと思います。</p>
	議長	<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
	議長	<p>議案第2号「令和7年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和8年度最適化活動の目標設定等について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p>
	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 5件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 15件 <p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消願について ・公共転用届について <p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他について</p>

	(15 : 46)	<p>は、終わります。</p> <p>それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和8年第3回農業委員会を終了させていただきます。</p>
--	-----------	--